

# 重要事項説明書

(障害福祉サービス事業)

・・・居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・・・

訪問介護事業所

ヘルパーステーション ひまわり園

あなたに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）を提供するに際し、事業者として障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設置及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚労令第171条）第9条の規定に基づき、サービス等の内容、手続きの説明及び同意に関する重要事項を次のとおり説明します。

#### 1. 経営者の名称（運営主体）

- 1) 名称・・・社会福祉法人 中江報徳園
- 2) 代表・・・理事長 長友 医継
- 3) 住所・・・鹿児島市犬迫町5407番地2 電話番号 099 (238) 2140

#### 2. 事務所の所在地（事業所）

- 1) 名称・・・ヘルパーステーション ひまわり園
- 2) 住所・・・鹿児島市伊敷5丁目4番17号 電話番号 099 (295) 0796
- 3) 管理者・・・村中 まりも
- 4) 所長・・・村中 まりも
- 5) 県指定年・月・日・No.・・・平成 18 年 9 月 29 日・No. 4610100952

#### 3. 事業の目的及び運営の方針

- 1) 目的・・・ 利用者の心身の状況、その他の状況及びその置かれている環境に応じて居宅において自立した日常生活、または、社会生活を営むことが出来るよう、指定障害福祉サービス事業の趣旨に従って、介護サービスを提供することを目的とします。
- 2) 運営方針・・・ 社会福祉法人中江報徳園の基本理念（知恩報徳）のもと、利用者の人権を遵守し、人格を守り、いかなる状況、不自由であろうとも自宅で自立した生活の維持、社会的生活の確保の為の支援に努めるものとします。

#### 4. 従業者の職種・員数及び職務の内容（職員体制）

##### 1) 主な職種の職務内容

- (1) 管理者：管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- (2) サービス提供責任者：サービス提供責任者は、利用の申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、介護計画書の作成を行います。
- (3) 訪問介護員：訪問介護員は、指定障害福祉サービス介護の提供に当たります。

## 2) 職員体制

### ①居宅介護及び重度訪問介護、同行援護

区 分	常 勤	非 常 勤	勤 務 時 間
管 理 者	1名		8:30～17:30
サービス提供責任者	2.5名以上		8:30～17:30
訪 問 介 護 員		2.5名以上	随時

### ②) 行動援護

	常 勤	非 常 勤	勤 務 時 間
管 理 者	1名		8:30～17:30
サービス提供責任者	2.5名以上		8:30～17:30
訪 問 介 護 員		2.5名以上	随時

## 5. 営業日及び営業時間

- 1) 営業日・時間・・・日曜日から土曜日まで 8：30～17：30
- 2) 受付・連絡・・・母体施設にて24時間対応
- 3) その他・・・祝祭日・年末年始対応可

## 6. 職員の勤務体制

- 1) 管理者・所長及びサービス提供責任者・・・原則週休2日制  
平常勤務時間 8：30～17：30
- 2) 訪問介護員等・・・随時

## 7. サービスの内容

- 1) 居宅介護（身体介護・家事援助）サービス・・・利用者宅に訪問して行う排泄・入浴・食事等の介護。
- 2) 重度訪問介護サービス・・・重度の障害があり、常に介護が必要な利用者に対し、自宅で、行う入浴・排泄・食事等の介助や外出時の移動の補助。
- 3) 同行援護サービス・・・視覚障害により、常に介護が必要な利用者に対し、外出時において、視覚的情報の支援、移動の援護、その他外出時の必要な援助。
- 4) 行動援護サービス・・・知的・精神的障害により行動が困難で、常に介護が必要な利用者に対して行う、行動に必要な介助や外出時の移動の補助。

## 8. 利用料金

指定障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）を提供した場合の料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、別紙「利用料金」のとおりとします。

※令和3年9月30日まで上記基本報酬に0.1%上乘せし請求となっております。

## 9. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、鹿児島市一円並びに日置市伊集院町の区域とします。

## 10. サービス提供開始日

サービス提供契約締結日以降提供できるものとします。

## 11. 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 12. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により身体拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 13. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。  
虐待防止に関する責任者 管理者：村中まりも
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。それらの研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。
- (5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

## 14. 看護職員及び介護職員の禁止行為

看護職員及び介護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員が行うバイタルチェック等を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## 15. 衛生管理等

### ① 衛生管理について

訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理並びに訪問介護事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、特に訪問介護員が感染源となる事を予防し、また訪問介護員を感染から守る為、使い捨ての手袋やエプロン等の使用を講じます。

### ② 感染症対策マニュアル

ノロウイルス・インフルエンザ等の感染症予防マニュアルを整備し、従業者に周知徹底しています。

また、従業者への衛生管理に関する研修を年2回行っています。

### ③ 他関係機関との連携について

事業所において食中毒及び感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講じます。

また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

## 16. 心身の状況の把握

指定障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）の提供にあたっては、相談支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 17. 相談支援事業所との連携

(1) 指定訪問介護の提供にあたり、相談支援事業所及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

(2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で相談支援事業所に速やかに送付します。

(3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに相談支援事業所に送付します。

## 18. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置について従事者等の訓練を行います。なお、非常災害時などの対策については、立地環境を考慮の上、社会福祉法人中江報徳園の防災管理要綱（火災・地震・風水害等）を適用するものとし、法人関係職員全体で対処します。

## 19. 緊急時の対応

① サービス提供時に利用者の病状が急変した場合などには、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡を取るなど、必要な措置を講じます。

② 利用者の急変時、救急車を要請し、当法人の職員が同乗して救急搬送した場合、当該職員が搬送元へ帰るための交通費（実費）をご負担いただきます。

20. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

21. 事業者の協力病院

事業者は、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。

病院名 玉水会病院 住 所 鹿児島市下伊敷1丁目1-5  
電話番号 099 (223) 3330 診療科目 内科・循環器内科・消化器科・心療内科

22. 苦情・相談

- 1) 利用者・家族からの苦情・相談には誠意をもって対応します。
- 2) 必要に応じ社会福祉法人中江報徳園の苦情解決規程により公平・中立な立場で対応します。
- 3) 受付・窓口
  - (1) ヘルパーステーション ひまわり園 担当 村中 まりも 電話番号099 (295) 0796
  - (2) 社会福祉法人 中江報徳園 (24時間対応) 電話番号099 (238) 2140
  - (3) 鹿児島市障害福祉課 電話番号099 (224) 1111
  - (4) 鹿児島県福祉サービス運営適正化委員会 電話番号099 (286) 2200

23. 第三者評価の実施状況 ( 有 ・  無 )

(実施年月日) \_\_\_\_\_ (評価機関) \_\_\_\_\_  
(評価結果) \_\_\_\_\_

私は、本書面に基ついて事業所の職員（職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_）  
から、上記事項について説明を受け、これに同意し、本書面を1部受け取りました。

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

〈利用者〉

住 所

氏 名

〈利用者代理人（選任した場合）〉

住 所

氏 名

（続柄 \_\_\_\_\_）